

議会受付番号	鎌議第 1689 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課・ 経営企画部経営企画課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1. 件名

地方公務員法の職員団体に過ぎない鎌倉市職員労働組合の争議行為等

2. 質問の要旨

- 1 地方公務員法の職員団体如き鎌倉市職員労働組合の委員長 芳賀秀友を筆頭に単純労務職に該当しない組合構成員による争議行為によって損害を市が受けた時、芳賀ら一般職員の民事責任は免れるか。
- 2 1 に続き、労働組合法第一条 2 に拠る刑事責任の免責が、芳賀ら一般職員において適応されるか。
- 3 芳賀委員長が鎌倉市職員労働組合現業評議会を含む市職労の委員長であろうと、市として配慮する立場になく、地方公務員の一般職員が労働組合法の適応を受ける労働組合を結成出来ないことは明白であり、にもかかわらず、一般職員が争議行為は禁止されることは地方公務員法第 37 条の通り、明らかだと考えるが、市の見解は如何か。
- 4 日本共産党鎌倉市議会議員団が、過去から本年まで会派として予算要望した内容と回答を保存している限り、全て一字一句明らかにせよ。
- 5 前委員長 納税課 小原芳則は、公文書改竄をしたが、本日 11 月 10 日は、退職意思はあるのか。

3. 答弁

- 1 地方公務員の争議行為には、明確な定義がありませんが、労働関係調整法第 7 条に規定する争議行為の定義を当てはめるとすると、「この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為」とあります。今回の組合事務所の案件は、あくまで鎌倉市公有財産規則に定める目的外使用の不許可に対する行為であって、交渉事項である労働条件に当てはまらないことから、争議行為には該当しないと

考えます。

職員個人が違法な行為を行っていれば、民事責任を問われることになりますが、違法な行為がないのであれば、職員団体の行為によって生じた責任は、職員個人には発生せず、民事責任を問われることはないと考えます。

- 2 一般職職員が行う行為には、刑法第 35 条の適用はないものと考えます。
- 3 ご指摘のとおり地方公務員法第 37 条で地方公務員の争議行為等が禁止されています。
- 4 別紙のとおり保存文書の写しをもって回答とさせていただきます。

なお、当該文書は保存期間としていた過去 5 年間（平成 22 年度から平成 26 年度）の各年度予算に対する会派要望・回答一覧表（日本共産党鎌倉市議会議員団）の写しです。

- 5 11 月 10 日現在、当該職員から退職の申出はありません。